「通所介護に係る記載事項」記入留意事項

１　欄外

指定を受けたいサービス種類に「○」をつけてください。

２「当該事業の実施について定めてある定款、寄付行為等の条文」欄記載事項について

申請者である法人の定款・寄付行為等の条文のうち、指定通所介護・指定介護予防通所介護（以下「通所介護等」という。）の実施について定めてある条文の条項を記載してください。

３「管理者」欄の記載事項について

①「氏名」「生年月日」「住所」欄は、管理者個人のものを記載してください。

②「当該事業所で兼務する場合」欄は、管理者業務に加え、当該申請事業所において他の業務（介護職員・看護職員等）を行う場合に、兼務する職種を記載してください。

③「同一敷地内にある他の事業所、施設等で兼務する場合」欄は、管理者業務に加え、同一敷地内にある別の事業所や施設等（介護保険サービス以外も含む）において、他の業務を行う場合に、名称や兼務する職種、従事勤務時間を記載してください。なお、この場合は、申請に係る事業所と兼務先事業所（施設）の位置関係が分かる位置図・平面図を添付してください。

４「実施単位数」欄の記載事項について

通所介護等を行う単位数を記載してください。なお、通所介護と介護予防通所介護を一体的に行う場合は、１単位としてカウントします。また、下記の場合は、2単位としてカウントします。

①1つの事業所内において通所介護等が同時に一定の距離を置いた2つの場所で行われ、これらのサービスの提供が一体的に行われているといえない場合。

②「午前」と「午後」とで別の利用者に対して通所介護等を提供する場合。

５「利用定員（同時に通所介護を受けることができる利用者数の上限）の合計」欄の記載事項について

同時に通所介護等の提供を受けることができる利用者数の上限を記載してください。通所介護と介護予防通所介護を一体的に行う場合は、通所介護と介護予防通所介護の利用者の合計が利用者数の上限になることに留意してください。

また、実施単位が2単位以上である場合は、以下の例に従って記載してください。

①1つの事業所内で、同時に一定の距離を置いた異なる場所で、「１０人」と「２０人」に対して通所介護等を提供する場合は、利用定員の合計は「３０人」となります。

②午前と午後の異なる時間帯において、それぞれ１０人の利用者に対して通所介護等を提供する場合は、利用定員の合計は「１０人」となります。

③1単位目「午前」の利用者が「１０人」、2単位目「午後」の利用者が「１５人」の場合は、利用定員の合計は「２５人」となります。

６「従業者」欄の記載事項について

従業者欄には、生活相談員・看護職員・介護職員及び機能訓練指導員について、常勤・非常勤及び専従・兼務の別に分けて人数を記載してください。

なお、実施単位が2単位の場合は、１単位目と2単位目を各々記載してください。

※「基準上の必要人数」及び「適合の可否」については、記載しないでください。

７「食堂及び機能訓練室の面積」欄の記載事項について

食堂及び機能訓練室として使用する面積の合計を平方メートル単位で記載してください。この欄については、小数点第3位以下を切り捨てて、小数点第2位までとして記載してください（各単位の合計数及び単位ごとに記載してください）。

※内法で測定し、柱や洗面・静養スペース・備え付けの棚等は、食堂及び機能訓練室の面積から除いてください。

※「基準上の必要面積」及び「適合の可否」については、記載しないでください。

８ 「主な掲示事項」欄の記載事項について

①「営業日」欄は、通常運営する曜日について「〇」を記載。休業日は「休」と記載してください。

②「その他年間の休日」欄は、営業日欄に記載した休業日以外に休業する日がある場合に、その日を記載してください。

③「営業時間」欄は、『営業時間』＝『サービス提供時間』となるよう記載してください。

なお、7時間以上9時間未満の通所介護の前後に連続して延長サービスを行う事業所にあっては、『営業時間』＝『サービス提供時間』＋『延長時間』となるよう記載してください。

　また、備考欄にはサービス提供時間（利用者を事業所に迎えてから送り出すまでの時間）等を記載してください。

④「利用料」欄は、法定代理受領分には「厚生労働大臣が定める告示上の基準額の利用者負担分」。法定代理受領分以外の欄には、「厚生労働大臣が定める告示上の基準額」と記載してください。

⑤「その他の費用」欄は、サービス利用料以外に利用者から費用を徴収する場合にその項目及び金額を記載してください。（金額が固定的でない場合は、「実費」と記入するなどしてください。）

⑥「通常の事業の実施地域」欄は、運営規程上の実施地域を記載してください。実施地域は、市町村名から記載してください。なお、「新潟市の一部」などの表記は行わず、「新潟市中央区」等、具体的に記載してください。

９ 「事業の一部を行う施設」欄の記載事項について

事業所の所在地以外の場所に事業の一部を行う施設を有する場合に、施設の数、施設の名称、施設の住所、連絡先を記載してください。

また、施設の数が2か所以上ある場合は、適宜、行を追加するなどして、全ての施設を記載してください。